

令和6年11月12日
210 会議室

令和6年第21回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和6年第21回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 令和6年11月12日(火)
開 会 午後 1 時 3 0 分
閉 会 午後 2 時 0 7 分
休 憩① 午後 1時 5 2 分～午後 1 時 5 3 分

- 2 場 所 210会議室

- 3 出席者

教育長	栗原 寛	
教育委員	石本 一弘	伊藤 憲春
	小柳 郁美	堀切 菜摘
署名委員	小柳 郁美	

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	齋藤 真志	教育総務課長	臼井 隆行
学務課長	澤田 克己	指導課長	佐藤 達哉
主任指導主事	片山 伸哉	統括指導主事	野津 公輝
教育支援課長	高橋 周	学校給食課長	青木 勇
生涯学習推進センター長	庄司 康洋	図書館長	黒島 秀和

- 5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係	和田 健治	齋藤 綾乃
----------	-------	-------

案 件

1 議案

- (1) 議案第 37 号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市第 7 次生涯学習推進計画骨子案について
- (2) 立川市第 4 次図書館基本計画骨子案及び立川市第 5 次子ども読書活動推進計画骨子案について
- (3) 都立立川学園の児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配布について

3 報告

- (1) 特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について

4 その他

令和6年第21回立川市教育委員会定例会議事日程

令和6年11月12日

210 会議室

1 議案

- (1) 議案第37号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市第7次生涯学習推進計画骨子案について
(2) 立川市第4次図書館基本計画骨子案及び立川市第5次子ども読書活動推進計画骨子案について
(3) 都立立川学園の児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配布について

3 報告

- (1) 特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について

4 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただ今から、令和 6 年第 21 回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に小柳委員をお願いいたします。

○小柳委員 承知しました。

○栗原教育長 よろしくをお願いいたします。

本日は、議案 1 件、協議 3 件、報告 1 件でございます。その他は議事進行過程で確認いたします。

次に、出席者の確認を行います。

齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日、第 21 回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、片山主任指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

◎議 案

(1) 議案第 37 号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

◎協 議

(3) 都立立川学園の児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配布について

○栗原教育長 それでは、1 議案 (1) 議案第 37 号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

また、2 協議 (3) 都立立川学園の児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配布について、は関連する案件となりますので一括して説明いたします。

黒島図書館長、説明をお願いいたします。

○黒島図書館長 それでは、議案第 37 号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。資料が当日差替えとなり、申し訳ございませんでした。

今回の改正は、都立立川学園の児童・生徒に対して、「学校用たちかわ電子図書館利用カード」を交付すること、また令和 6 年 12 月 2 日から健康保険の保険証が廃止になることに伴い、立川市図書館条例施行規則の一部を改正するものです。

都立立川学園の児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の交付については、さきほど教育長から説明がございましたとおり、協議事項にもなっておりますので、あわせて説明させていただきます。

まず、協議資料の都立立川学園の児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配布について、をご覧ください。

ご承知のとおり立川市図書館では、市立小・中学校に通う児童・生徒に「学校用たちかわ

電子図書館利用カード」を配布し、読書や調べ学習等に「たちかわ電子図書館」が活用されております。

今回、市内に所在する都立立川学園の小学部・中学部の児童・生徒に対しても、「学校用たちかわ電子図書館利用カード」を配布し、「たちかわ電子図書館」の活用を促進することといたします。

対象者は、都立立川学園に在籍する小学部・中学部の児童・生徒及び教員で250人程度となります。

貸出点数等は、他の利用者と同様です。

事務手続きとしまして、カード交付対象者を拡大するため、今回、図書館条例施行規則の改正が必要となっております。

また、今後、都立立川国際中等教育学校へもカード配布範囲を拡大する方向で調整しており、規則では市内に所在する都立学校を対象とする改正といたします。

次に、議案資料の2ページ目、新旧対照表をご覧ください。表の左側部分が改正後、右側が改正前となっております。また、改正箇所につきましては下線が引かれております。

主な改正箇所をご説明いたします。

第5条の2、学校登録の手續につきましては、学校登録を受けることができる者として、新たに市内に所在する都立学校に在籍する児童・生徒と勤務する教員を追加するものです。

同様に第7条の2、学校利用カードの交付につきましては、また第8条、利用カード又は学校利用カードの再交付につきましても、対象に市内都立学校を追加するものです。

続きまして、健康保険の保険証が令和6年12月2日から新規の発行を廃止することに伴う対応としまして、第6条、個人確認書類等の、第3号、健康保険証を健康保険の資格確認書に変更するものです。

次に、様式をご覧ください。これは、更に次の2ページにわたってございます。

まず、第1号様式（第4条関係）の上段中ほどにあります本人確認という欄に①1点確認の免許証の次に資格確認書（保険証）というところがございます。こちらが変更するところでございます。

続きまして、次の第2号様式をご覧ください。こちらも太線の枠の下ほど、確認書類の下線部を引いた部分を資格確認書（保険証）に変更するものでございます。

では、説明は以上になります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

では、堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 ご説明ありがとうございました。第6条にある個人確認書類等についてなのですが、再発行の際に必要という認識でいいのでしょうか。

○栗原教育長 黒島図書館長、お願いいたします。

○黒島図書館長 こちらにつきましては、最初に登録する際、また登録してから3年間で期限

になりますので、その更新の際、2つのタイミングで本人確認を求めています。今まで保険証も本人確認書類の1つとして記載しておりましたが、廃止ということで、健康保険の資格確認書というものを今後は確認書類として記載いたしました。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 この条例は、図書館の利用全体の話で、学校利用カードだけのことではないということ間違いありませんでしょうか。

○栗原教育長 黒島図書館長、お願いいたします。

○黒島図書館長 はい、間違いございません。資料が新旧対照表ということで、改正部分のみの抜粋でございます。今回改正が行われるのは、図書館の利用全体にわたった立川市図書館条例施行規則でございます。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 学校利用カードを娘ももらってきているのですが、多分在住ということで、個人で登録に行けば、電子図書館も館内の図書資料も利用できると思うのですが、今回配布する電子図書館利用カードというのは電子図書館だけで利用できるカードということでしょうか。

○栗原教育長 黒島図書館長、お願いいたします。

○黒島図書館長 学校で配布する「学校用たちかわ電子図書館利用カード」については、電子図書館のみで使えるカードになります。ただし、例えば市立小・中学校ですと、市内在住在学の児童・生徒がかなり多い状況です。その場合個人でもカードを持つことが可能ですので、カードを電子図書館の分、余分にお配りしている状況です。

以上です。

○栗原教育長 今回の規則の改正ですが、図書館全体の利用等に関する規則の改正ということで、事前に説明がないまま改正点だけの説明になってしまい申し訳ございませんでした。今、黒島図書館長の説明のとおりでございます。

ほかはいかがでしょうか。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 電子図書館利用カードについて質問です。

今回ということではなくて、もしできるならこういうことも今後検討していただけないかというお願いなのですが、1つは市内には福祉施設等にお子さんや、文部科学省が認可をしていない学校等に通っているお子さんもいます。そういうところに通っている子どもたちも小・中学生については今後カードを配布して電子図書館を使えるようになる方向で検討いただけるのか、そもそも無理なのか、可能性だけでもいいのでお答えできるようにしたらお願いしたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 黒島図書館長、お願いいたします。

○黒島図書館長 ご要望ということで、基本的に市内にある学校に通われている方であれば在学ということで、当然、立川市図書館の電子図書館を使う資格があることとなりますので、図書館に来ていただければ登録はできる方たちということとなります。ただ、こちらはそれにプラスして配布しているという状況です。現在はこちらとつながりや、やりとりがあるところを優先して配布しているところもございますので、配布の範囲については今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかないようでございます。

それではお諮りをします。1議案(1)議案第37号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、及び2協議(3)都立立川学園の児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配布について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案第37号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、及び2協議(3)都立立川学園の児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配布について、は承認されました。

◎協 議

(1) 立川市第7次生涯学習推進計画骨子案について

○栗原教育長 続きまして、2協議(1)立川市第7次生涯学習推進計画骨子案について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、立川市第7次生涯学習推進計画骨子案について報告いたします。

生涯学習推進計画につきましては、教育基本法第3条で規定しておりますとおり、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができることを目的とし、計画に基づきさまざまな生涯学習施策を推進してまいりました。

第7次生涯学習推進計画については、令和5年9月7日開催の第17回教育委員会定例会において策定方針を承認いただき、その後、立川市長から立川市生涯学習推進審議会に諮問し、現在検討を進めているところでございます。

現在、計画の基本的な方向性や重点項目、関連する施策取組など詳細の検討を進めているところでございます。

次期計画の骨子は6章構成とし、第1章では計画の概要として、目的、期間、範囲と位置

付けなど、第2章では立川市の取組と評価として、立川市の取組、第6次計画の総括などを、第3章では生涯学習社会の推進に向けてとして、生涯学習社会の推進に向けて必要な内容について示し、第4章では生涯学習施策の体系として、施策目標、施策の方向、具体化の取組から成る生涯学習施策の体系図を示しています。第5章では共通して取り組む重点項目として、全ての施策に対して意識して取り組む必要のある項目について示し、第6章では施策目標・施策の方向・具体化の取組として、実践していく方向性を明確にするための施策目標、施策の方向、具体化の取組を示してまいります。

なお、今後のスケジュールでございますが、今後、素案を策定し、パブリックコメントを行った後、計画原案をお示しし、令和7年6月に計画を策定する予定としております。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。

説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ご説明ありがとうございます。第1章のところの概要の1つ目に、目的、範囲と位置付け、長期総合計画における成果指標等の項目で立川市第5次長期総合計画との関連性を示す、と書いてあるのですが、これは6次ではなく5次でいいのでしょうか。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 同時期に立川市第5次長期総合計画を策定する予定となっております。その時期と合わせまして、リンクさせるような形でございますので、第5次長期総合計画との関連性をしっかり示していく形で書きたいと思っております。以上でございます。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかないようでございます。

それではお諮りします。2協議(1)立川市第7次生涯学習推進計画骨子案について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、2協議(1)立川市第7次生涯学習推進計画骨子案について、は承認されました。

◎協 議

(2) 立川市第4次図書館基本計画骨子案及び立川市第5次子ども読書活動推進計画骨子案について

○栗原教育長 続きまして、2協議(2)立川市第4次図書館基本計画骨子案及び立川市第5次子ども読書活動推進計画骨子案について、に入ります。

黒島図書館長、説明をお願いいたします。

○黒島図書館長 それでは、立川市第4次図書館基本計画骨子案及び立川市第5次子ども読書活動推進計画骨子案についてご説明いたします。

まず、立川市第4次図書館基本計画についてご説明いたします。

こちらの計画は、令和7年度からの5年間を計画期間としまして、図書館運営の基本的な方法と具体的な方策に関する計画として策定するものです。

本計画の検討状況としましては、図書館協議会、また市内の計画策定委員会等で協議し、この計画骨子案や取組事項等を検討してまいりました。

計画の骨子は5章構成とし、第1章では、総論として、計画策定の背景や目的、計画の位置付け、本計画と子ども読書活動推進計画との関係、計画の期間を示してまいります。

第2章では、図書館を取り巻く状況として、立川市図書館の現状や令和4年度に実施した図書館利用者アンケート調査結果の概要、第3次計画の取組状況と課題を示し、第3章では、図書館の目指す姿として、第5次長期総合計画・前期基本計画における図書館施策の概要、計画の体系を示してまいります。

続いて、第4章では、計画の具体的な取組項目として、5つの取組施策の下、取組内容を示してまいります。

最後、第5章では、計画の推進にあたって進捗管理等について示してまいります。

続きまして、立川市第5次子ども読書活動推進計画でございます。こちらにつきましても、先ほどの図書館基本計画と同様に、令和7年度からの5年間を計画期間としまして、立川市の全ての子どもが、あらゆる機会と、あらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう読書環境の整備を進めるために策定するものです。

本計画の検討状況としましては、図書館協議会、また市内検討委員会で協議し、本骨子案、また取組事項等を検討してまいりました。

計画の骨子は、こちらも5章構成とし、1章では、子ども読書活動推進の理念や計画策定の目的、子どもの読書活動を取り巻く国や都の動向などについて示してまいります。

第2章では、子どもの読書活動の状況について、令和4年度に実施した小・中学校でのアンケート調査結果の概要や第4次計画の取組状況、課題を示し、第3章では、計画の実現に向けて、計画の基本的理念、計画の体系を示してまいります。

続いて、第4章では、計画に取組むにあたり、4つの取組施策の下、具体的な取組内容を示し、最後、第5章では、計画の推進にあたって進捗管理等について示してまいります。

今後は、令和6年度第4回市議会定例会文教委員会に本骨子案を報告後、計画の素案策定に向けて協議を進めてまいります。

以上になります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

いったん会議を暫時休憩といたします。

午後1時52分休憩

午後1時53分再開

○栗原教育長 では、会議を再開いたします。

今、図書館に関する2つの計画の骨子案の説明がございましたが、それに対する質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 質疑ないようでございます。

それではお諮りをいたします。2協議(2)立川市第4次図書館基本計画骨子案及び立川市第5次子ども読書活動推進計画骨子案について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、2協議(2)立川市第4次図書館基本計画骨子案及び立川市第5次子ども読書活動推進計画骨子案について、は承認されました。

◎報 告

(1) 特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について

○栗原教育長 続きまして、3報告(1)特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について、に入ります。

高橋教育支援課長、説明をお願いいたします。

○高橋教育支援課長 それでは、特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について、ご報告いたします。最初に、1ページをご覧ください。

まず、1現状と課題です。第二小学校さくら学級は、施設上の制約等により定員を4学級32名までとしているため、令和6年度に引き続き、定員を超える可能性がある第二小学校の通学区域在住者は、就学支援等検討委員会で自閉症・情緒障害特別支援学級への就学、転学が適当であるという意見が出された場合に、救済措置が必要となります。

続きまして、2設置校における学級数の上限を超えることによる待機児童対応策案です。対応策としては大きく2つとなります。まず1つ目が、長期的な対応策案として、小学校の3校目の特別支援学級開設を視野に入れた検討となっております。2つ目は、短期的な対応策案として、指定校変更基準の限定的緩和です。今回喫緊の対策として、指定校変更基準の限定的緩和を進めることとしました。

裏面をご覧ください。この限定的緩和策であります立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱に定める、委員会が特に必要と認める要件についてご説明をさせていただきます。

この策につきましては、立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱第2条ただし書きに定める、委員会が特に必要と認めるものとして、1必要と認める要件、2対象、3期間、4理由、5その他の要件を定めさせていただきました。これらを踏まえ、令和7年度の対応を進めてまいります。

説明は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 二小に入学できなかった子どもたちが大山小に通うということだと思っておりますが、二小と大山小は距離がとても離れていると思います。二小の通学区域から大山小に通うということは、保護者には送迎の負担がかかると思うのですが、何か市でサポートするようなことはあるのでしょうか。

○栗原教育長 高橋教育支援課長、お願いいたします。

○高橋教育支援課長 まず、今年度の例として、今年度も二小に対して定員32名のところ34名の決定者がいらっしゃいまして、2名については大山小に指定校を変更させていただきました。その際は、送迎が可能だと思われる在住地域の方などからピックアップして、保護者の方にご説明に伺い了解をいただいたということになります。ですので、二小区域の決定者の中で決定された中で、比較的大山小にも通いやすいご家庭を選んでお願いしたところでございます。

また、通学費の補助に関しては、就学奨励費の中で補助金がございます。そういったところで保護者の支援ができればと考えております。

以上です。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 はい、市でバスを準備するとかではないということですね。

○栗原教育長 高橋教育支援課長、お願いいたします。

○高橋教育支援課長 例えば公共交通機関を使った時のバス代や電車代、車で送迎した時のガソリン代相当等の補助になります。

以上です。

○栗原教育長 今、小柳委員からのご質問は、送迎バス等を遠方から通う子どものために出すような施策を行っているかということも含んでいると思いますが、実際にはそのような送迎はない状況でございます。ですので、基本的には保護者が子どもを送っていく形になります。

ほかいかがでしょうか。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 お願いでございます。今、お話があったような事態も想定されるかなと思うのですが、決定者が増えているということはニーズも高まっているということなので、一日も早く3校目についてのご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 石本委員から、利用希望者が多いという発言がございましたが、今、教育支援課でも増設等について検討を行っているところでございます。一定の方向性が出たところで、また教育委員会定例会の中でご報告いたします。よろしく申し上げます。

ほかはいかがでしょうか。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 私もほぼお願いになります。本日午前中に教育委員会研修会で日野市の特別支援教育総合コーディネーターだった宮崎芳子先生のお話を聞かせていただきました。教育委員会視察研修では日野市発達・教育支援センターのエールにも視察に行かせていただいて、日野市はとても進んでいるなという感覚を持ちました。宮崎先生は、自閉症とか情緒障害のことは、この辺で一番頑張っているのは立川市だから日野市から視察に来たと教えていただきました。立川市はインクルーシブではなくなっているところもあるけれども、分離しているからこそ手厚くやっていたところがあるというのを理解しまして、引き続き、ぜひよろしく願いますということです。

あと、1つだけ伺いたいのは、立川は北から南に少し行きづらいとか、いろいろと道路の関係でございますよね。学区がどのように区切って指定されているのかをお伺いできますでしょうか。

○栗原教育長 高橋教育支援課長、お願いいたします。

○高橋教育支援課長 通学区域の指定については、どの小学校の通学区域に属しているかといったところで判断をしております。例えば大山小学校であれば、大山小、九小、西砂小、松中小、上砂小学校の通学区域に在住しているご家庭が対象となっております。ですので、例えば二小であれば、新生小も二小のさくら学級の対象になるのですが、富士見町では場所によっては大山小のほうが南北で通いやすいとかもございますので、そういったところも配慮しながら、今回、指定校変更のお願いをしたところもございます。

以上です。

○栗原教育長 よろしいでしょうか。

高橋教育支援課長から小学校の通学区域で分けているということですが、情緒障害特別支援学級が市内に2校しかございませんので、ちょうど中間辺りに位置する、柏小などの小学校については、どちらを選んでもよいというような取扱いにしたと思うのですが、どうでしょうか。高橋教育支援課長お願いします。

○高橋教育支援課長 十小と柏小学校の学区については、二小、大山小、どちらでも選択できるようにしております。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございました。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 こだわりがあったりもする子どもたちだと思うので、一応お聞きしたいのですが、けれども、今回の話は入学する時に選んだ学校にそのまま通える、途中で転校ということではないのですよね。例えば定員を超えてしまったので、3年生になったら、二小に通っていたけれども、大山小に行ってくださいということではないのでしょうか。

○栗原教育長 高橋教育支援課長、お願いいたします。

○高橋教育支援課長 令和5年度に大山小に、にじいろ学級を設置した際、当然、二小到1校だけ設置した時は市内全域から二小に通っていて、大山小の通学区域の方もいらっしゃると思います。その時にはご家庭にそれぞれ意向を確認したと聞いております。ですから、大山小学校の通学区域だからといって、必ずにじいろ学級に転学をしてくださいなどということはなく、あくまでも保護者の意向で、二小にそのまま残るのか、あるいは近くにある大山小学校に転学するのか、意向を確認させていただいたところでございます。今回についても、保護者の意向を最優先に考えたいと思っております。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 丁寧な対応、ありがとうございました。

○栗原教育長 機械的に転校をとということではなくて、高橋教育支援課長が説明したとおり、意向を尊重した中で学校を選択するという形になります。

ほかはいかがでしょうか。伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 これもお願いなのですがけれども、補助金の手続きが結構面倒くさいことがありますので、なるべくスムーズに出していただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

○栗原教育長 ありがとうございます。今のご意見ということで、なるべく私どもも簡素化できるところは簡素化し、対象の方が大変にならないような形にしたいと思います。ご意見ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

これについてはよろしいでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかないようでございます。これで3報告(1)特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。その他はございますか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは、次回の日程を確認いたします。次回第22回定例会は、令和6年11月27日水曜日13時30分から、208・209会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和6年第21回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時07分

署名委員

.....

教育長